

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A

令和3年4月5日17:00受付分までの回答一覧です。

R3.4.6時点

現在、国・県等へ確認中のものは、回答欄中に「確認中」と記載しています。

今後、国から発出される通知等の内容により、回答内容が変更になる場合があります。前回公表時から変更された箇所は赤字で表記します。

区分	区分NO	サービス種類	説明会資料 該当箇所	質問内容	回答
経営改善計画	1	就労継続支援A型	-	経営改善計画書の作成に関して、今年度も猶予措置は継続しているか。(新型コロナ関連)	終了時期について国から通知がないため、継続します。
経営改善計画	2	就労継続支援A型	-	上記で猶予されると認められる場合、報酬改定後のA型スコアで経営改善計画を作成しない区分でチェックして差し支えないか。	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することが可能とされています。(令和3年3月30日付け障発0330第5号留意事項通知) なお、この場合の前々年度は「平成30年度」を用いてください。
専門的支援加算	3	児童発達支援	-	専門的支援加算にある「5年以上児童福祉事業に従事した保育士、児童指導員」の具体的な対象要件について (保育士、児童指導員それぞれのどのような方が該当するのか、児童福祉事業の具体的な内容等について)	「児童福祉事業」は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定められている社会福祉事業のうち、児童福祉法に規定する事業です。(例えば、障害児通所支援事業は第二種社会福祉事業に分類される児童福祉事業です。)ここに定められる事業の経験が5年以上ある保育士及び児童指導員が、専門的支援加算の対象職種となります。
専門的支援加算	4	児童発達支援	-	同じく専門的支援加算にある「心理指導担当職員」の具体的な要件について (どのような学歴、資格要件保持者が該当するのか)	従前と変更ありません。 (平成24年厚労省告示270・第1号及び令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する厚生労働省Q & A VOL1 問63を参照)
児童指導員等加配加算	5	放課後等デイサービス	資料1 13ページ	児童指導員等加配加算について 保育士は、どこに該当しますか。理学療法士等でしょうか、児童指導員等でしょうか。	保育士は「理学療法士等」に含まれます。
欠席時対応加算	6	放課後等デイサービス	資料2 62ページ	欠席時対応加算(2)について 送迎加算は取得できますか。 回数の制限はありますか。月4回まで等。	確認中
福祉専門職員配置等加算	7	放課後等デイサービス	資料3 64ページ	福祉専門職員配置等加算について 現行通り算定してよろしいでしょうか。	従業者の総数に障害福祉サービス経験者を含めずに算出してください。
個別サポート加算(1)	8	児童発達支援・放課後等デイサービス	資料2 59ページ	個別サポート加算(1) 対象児童について、指標該当の調査をどのようなスケジュールで行うのか明確にしてください。 「厚労省 事務連絡 令和3年2月19日 障害児通所支援等に係る令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」 P4にも 通所給付決定保護者や事業所からの求めに応じて、通所給付決定とは別に加算の決定をすることも可能と記載がある通り、事業所からの個別ケースにおける調査の求めについてどのように対応していくかも明確にしていきたい。	確認中
個別サポート加算(2)	9	児童発達支援・放課後等デイサービス	資料2 60ページ	個別サポート加算(2) 対象児童はどのようなラインを想定しているか、対象児童であることの明確化はどのようにするかをお教えいただきたい。 また、契約時に「擁護性の高い家庭」と保護者への説明が困難であることについて、説明の簡略化など市として柔軟な対応を検討いただきたい。	確認中

医療連携体制加算	10	医療型児童発達支援	-	医療連携体制加算について 重度心身障害児対象の事業所だが、実績に基づいて算定か、事前に届出が必要か。	確認中
基本報酬 (医療的ケア)	11	医療型児童発達支援	-	医ケア区分に応じた算定 看護師が基準より1名多く配置されており、常時2名体制になっているが、1人分はシフト勤務で複数の看護師が配置されている(常勤換算で1名分になっている)が、算定可能か。	確認中
基本報酬 (医療的ケア)	12	医療型児童発達支援	-	医ケア区分に応じた算定 上記について、事前の届出が必要か。	事前の届出は必要です。 届出に必要な様式等については、郡山市ウェブサイト(ホーム>健康・福祉>福祉・介護>障がい福祉>障害福祉サービス事業所>指定障害児通所支援事業者の指定申請等について)に掲載されておりますのでご確認ください。
基本報酬	13	就労継続支援B型	資料1 9ページ	「利用者の就労や生産活動への参加等通常のB型利用者に毎日、もしくは毎月一律に加算されるのでしょうか、報酬体系の1万円未満の中に新たに作られたものなのでしょうか?	確認中
地域協働加算	14	就労継続支援B型	資料1 9ページ	地域協働加算ですが、地域の企業から受託して行っている作業も該当し全員につくのでしょうか?	確認中
-	15	就労継続支援B型	-	B型事業も就労(一般就労)継続して就労した場合、1年間加算が2年に延長されるのでしょうか	確認中